

社会福祉法人飯山市社会福祉協議会 役員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員については、報酬を支給する。
- (2) 役員については、法人業務を行う場合旅費を弁償する。

(役員の報酬等の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、総額で130万円以内とし、各役員の報酬は別表1に定める額とする。ただし、使用人たる理事及び飯山市の職員である理事は報酬支給から除外する。
- (2) 役員の旅費の支給等については、飯山市職員の旅費に関する条例の各相当規定を準用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は半期ごとの支給とし、年額の2分の1を支給する。費用弁償についても半期ごとに弁償する。

- (1) 報酬等については、半期ごとの翌月16日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第9条に準じた日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人飯山市社会福祉協議会役員旅費規程は平成29年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 この規程は、令和5年3月24日から施行する。
- 2 令和4年度及び5年度の役員の報酬は、各報酬額の95%とする。

別表1 役員の報酬（年額）

役 職	金 額
会 長	600,000円
副 会 長	100,000円
理 事	50,000円
監 事	50,000円